

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年12月17日（平成30年（行情）諮問第611号）

答申日：平成31年2月19日（平成30年度（行情）答申第426号）

事件名：特定日付けの裁決書が作成された起案・決裁書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月24日付け特定記号第210号により特定国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

私・請求人に関わる情報のみしかないので開示できるはず。

私自身（請求人）の文書公開を請求しているのに、「行政文書の有無を明らかにすることにより、特定個人の審査請求の有無を明らかにする」だとか、「行政文書の存否を答えるだけで開示することになる」だとか、理解しかねる。私自身が審査請求しているし、特定国税不服審判所からきた裁決書を持っている。なのに、私・審査請求人に「開示拒否する」理由になるのか。

（2）意見書

審査請求人から、平成31年1月19日付け（同月21日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定国税不服審判所長（処分庁）に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成30年8月24日付け特定記号第210号により、本件対象文書の有無を明らかにすることにより、特定個人の審査請求の有無という情報を明らかにすることとなり、法5条1号前段に規定する特定の個

人を識別することができる（同号ただし書イからハまでに掲げる情報には該当しない。）不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を不服として本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

（1）本件存否情報について

本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が国税不服審判所長に対して、審査請求をした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

（2）法5条1号該当性について

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当するところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、更に、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、法5条1号ただし書ロに該当するとも認められない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「私・請求人に関わる情報のみしかないので開示できるはず。」、「私自身（請求人）の文書公開を請求している」、「私自身が審査請求しているし、特定国税不服審判所からきた裁決書も持っている。」と主張するが、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかなどの個別的事情は考慮されないものであることから、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定個人の審査請求の有無という法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月21日 審査請求人から意見書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年2月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づく存否応答拒否による不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件開示請求は、特定の裁決書の一部（当該事件の審査請求人である特定個人の氏名等が記載された部分を含む。）を添付した上で、当該裁決書に係る起案・決裁書類及びこれに添付されていると思われる合議体の議事録の開示を求めるものである。

そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が国税不服審判所長に対して、審査請求をした事実の有無（本件存否情報）を明らかにするものと認められる。

(3) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、そのような性質を有するものとは考えられないから、同号ただし書イに該当せず、人の生命又は財産を保護するため、本件存否情報を何人にも開示することが必要な情報であるとする事情も認められないことから、同号ただし書ロに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を明らかにすることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるので、法8条の規定により存否応答拒否すべきものと認められる。

3 付言

本件開示請求は、審査請求人（開示請求者）に対して送付された文書に

関するものであるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく自己を本人とする保有個人情報の開示請求が可能である旨教示すべきであったといえる。今後、処分庁においては、開示請求に係る事務手続において、開示請求者に対して取り得る方法を丁寧に説明するなど、的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

特定年月日付けの裁決書について（写し添付）この裁決書が作成された起案・決裁書類。これに添付されていると思われる合議体の議事録。

※決裁権者が「却下」となることを承知しているうえと確認できる起案者及び決裁権者の押印が確認できるもの。